

戦前の日本におけるセツルメント・隣保事業の定義、 目的と人権思想

Definitions, Purposes, Ideas of Human Right in Japanese Social Settlements

— Discourses before World War II

柴田 謙治

Kenji SHIBATA

はじめに — 研究の背景、目的と対象、方法

生活困窮を含めて貧困が顕在化した今日の日本では、貧困に対応する社会福祉や地域福祉が求められている。しかし日本で現存するセツルメントのうち石井記念愛染園隣保館と西成市民館以外は、依拠する地域が変容したため、貧困層を支援する機関としては存続しておらず、そこに貧困層の支援に貢献できるだけの実践知が蓄積されているのかは心もとない。そこで筆者は、日本でセツルメントが貧困問題に取り組んでいた時代に遡り、地域福祉が貧困に対応する意義や前提、方法、そして「支え合い」にとどまらない人権思想について考察したい。

筆者は上述のような研究の目的を果たすために、2016年12月に日本福祉大学付属図書館で一般利用者として登録し、第二次世界大戦以前（戦前）を代表する『社会事業』『社会福利』『社会事業研究』の三誌のなかから、セツルメントや隣保事業に関する論文を閲覧・複写して、本稿を執筆した。なお賀川豊彦や志賀志那人、大林宗嗣については稿を改めて詳論するため、本稿ではふれない。

本稿は文献による歴史研究のため、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」

(2010年4月1日施行)、「社会事業史学会研究倫理指針」(2015年5月10日施行)を遵守して、執筆した。特に倫理面では「引用」や「差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語」に配慮した。

通常の研究では、仮説や研究の枠組みの提示がおこなわれるが、歴史研究の多くは必ずしもそのような方法を用いず、文献を読みこみ、その内容に即して枠組みを構築し、執筆されるため、本稿もそれを踏襲した。なお本稿で扱う時期については、大正デモクラシーや昭和恐慌など、元号とのかかわりもあるため、西暦と元号を併記した。

第1節 セツルメント・隣保事業の定義と論点

(1) セツルメントとは何か一定義と多様性

賀川豊彦の影響を受けた富田象吉は1928(昭和3)年に、「セツルメントとは、有識有徳の人々が、無産階級者地域に定住して、それ等の人々の社会的及び精神的生活の向上発達を助長せんとする、人格的接触による社会奉仕なり」と定義した(1928:30)。この定義には、後述するようにセツルメントについて考察するための枠組みとして、「設立される地域(無産階級者地域)」、「目的(住民の

生活の向上)、「価値と方法（人格的接触）」という枠組みが含まれており、さらに後述する「組織と事業（会館方式か教育セトルメントかなどの「あり方」も含む）」、「運営主体（公営か私営か）」などが追加された。

ただし日本におけるセトルメントは、上記の定義にすべて含まれるほど単一的ではなく、多種多様な組織や事業を包含していたようである。当時大阪市社会部に所属していた中野正直によると、セトルメントの理念はキリスト教社会主義者が主張した「階級間の協同」よりも広範囲な概念を言い現わしており、その広さが日本におけるセトルメントの増加の主因であった（中野 1936：3）。

(2) 隣保事業とは何か―日本化された定義と枠組み

マハヤナ学園を設立した長谷川良信は、同じく1928（昭和3）年に「隣保事業の現在及び将来」という論文で、セトルメントという外来語を「隣保事業」という日本語に翻訳し、以下のような枠組みから説明した。それ以前と比較すると、この論文によってセトルメントや隣保事業について論じる枠組みが整理されたように思われる。以下は、この論文の概要である。

「目的」

海外の「セトルメント・ウワーク」にあたるのが隣保事業である。隣保相扶共済互恵の精神に基づき、善き隣人として自己環境の社会文化を開発する、集団的・総合的の事業であり、隣保事業の目的は接触と人情交歓、友誼親愛による困難の除去である。幸福であり、恵まれた者が、薄倖な隣人、恵まれない隣人に対して、感恩相資の灯を掲げ、温かい心を分かち、相互共済と国民的結合力を訓致しようとする、集約的の社会事業である（長谷川 1928：609）。この定義における「目的」

は隣保相扶共済互恵の精神に基く、善き隣人としての環境・社会文化開発をおこなう集団的・総合的の事業だが、なぜか「設立される地域」は具体的に記載されていない。

「事業」

長谷川によると隣保事業とは、あらゆる社会改良に関する事業を小規模ながらも集約し、結成した、社会事業のデパートメント・ストアである。隣保事業の事業で共通しており、不可欠なのは、①訪問、②調査、③集会であり、隣保事業の中心は、①住宅の改造、②婦人の開発、③児童の保護、④中堅人物の育成である。それらを中心として一般的の事業には、①教育的方面、②衛生的方面、③経済的方面、④教化的方面、⑤共済的方面がある。倶楽部、図書館、簡易講習会、相談所、診療所等の活動がおこなわれる（長谷川 1928：609-10）。この時点では、社会改良とアメリカ的な「デパートメント・ストア（総合社会事業論）」は矛盾せず、並列させられている。

「方法」

隣保事業の方法とは、人間の本性に目覚め、階級や職業の違いを超えた偕和と能力の発達、人格ある人としての創造性の発揮のために、地域住民が自治的組合的に自立できるように、主任幹事と同労者、補助者が住民に接触し、交友関係を結び、開発補導することである（長谷川 1928：610-1）。「階級の違いを超えた偕和」と自治思想への言及が、特徴的である。

「将来の問題」

長谷川によると隣保事業の将来の問題は、①方面委員制度の基礎的任務をなすべき。②地方自治政と隣保事業の関係（市町村の形式は備わってきたが、それぞれの地方における社会的中心〈コミュニティセンター〉がない。自治政と隣保事業は共に住民の福利の増進と住みやすい社会の形成を目的とするが、

前者は住民の意志の代表機関である市町村会によって議決・運営されるのに対して、後者は有志の篤志による。自治政が中央政界の余波により、公共的協同性が破壊され、自治の根本義を失っているため、隣保事業は政治の囿になって墮落するのではなく、自治政を覚醒させなければならない。③宗教と隣保事業の関係（当時の日本では、仏教やキリスト教の背景をもつものもあるが、あえて宗教色を帯びていない。宗教的態度を把持しなければならない）。④公私の間の限界を明らかにし、長短特質を互いに補填すること（公設が多額の予算と大規模な設備で私設を侮辱するような態度をとるのではなく、私設との協同精神をもち、施設が試みている事業を成熟させ、発達させるように努力すべき）。（長谷川 1928 : 612-4）

この論文から、「方面委員制度との関係」「自治思想」「コミュニティセンターという方向」「宗教との関係」「公営か私営か」という論点を、導き出すことができる。

(3) 隣保事業の定義の多様性—善隣事業、総合的社会教化事業、社会関係の調整の提起
隣保事業の定義では前述の長谷川による論文が有名だが、それ以外にも注目すべき主張もみられた。

例えば海野幸徳は、セトルメントを隣保事業ではなく「善隣事業」と訳することを提案した。海野は「接触により、ないしは隣人の観念によって、階級及び身分の差異を撤廃するのが隣保事業の改善的形式である」と述べ、セトルメントを「隣保事業」よりも「善隣事業」(good neighbor = 善き隣人, socialized neighbor = 社会化された隣人)と翻訳した。そこでは常時の接触が重要であり、「個人的接触」(personal contact)が基本である。大隣保館と小隣保館は役割分担し、後者が重要で

ある（海野 1928 : 55-9）。なお後にイギリスでは「善い隣人」運動が、韓国でも「美しい隣人」運動が展開された¹⁾。

また生江孝之は、「隣保事業とは教育ある男女が労働者又は細民と同一地区に居住し、日夕彼等と接触しその人格と学識とを通じて其の四隣の住民を教導し同化して文化的恩恵に均霑せしめんとする会館集中を主とする総合的社会教化事業であると云ひ得るであらう」と述べ、隣保事業を総合的社会教化事業と定義した（生江 1928 : 22）。

生江によると、社会事業を分類する方法には「個別的事业」と「総合的事业」があり、前者は育児事業や養老事業など同種のもを一定機関のもとで保護教化または救済しようとするが、後者は一地区を一集団とし、文化的施設によって集団全体の住民を改善向上させようとする。後者には隣保事業だけでなく、学校中心の文化施設や教会中心の文化施設も含まれる。教会中心の文化施設は、霊と肉体の双方から全人的救済に取り組む。総合的事业は、個人主義自由放任主義のもとで分化分解的に設立された社会事業の連絡と総合が必要になったため、求められた（生江 1928 : 20-2）。

また小山義孝は、テンニースを引用し、隣保事業を利益社会である現代社会の欠陥を補足するという観点から、以下のように定義した。個人および家族の社会生活関係の不調和や調整という用語は、後の岡村理論を想起させる。

「隣保事業は、教育的かつ民主的、自治的協力をもつ人格的接触の方策に基いて、肉体的、精神的、経済的および社会的欠陥による特定地域の個人および家族の社会生活関係の不調和あるひは異常を調整することを以て、主たる機能とするものである」（小

山義孝 1936 : 106)

三上孝基は、社会事業は個別的教化事業であり、隣保事業も社会事業の一種のため、根本は教化にあるとして、教化を強調した(1933 : 4)。

(4) 第二次世界大戦前後におけるセトルメント・隣保事業論の論点

以上のセトルメント・隣保事業の定義から、①セトルメント・隣保事業とは何か（定義と論点）、②セトルメント・隣保事業の目的（これには後述するように、「セトルメント・隣保事業における目的と実態の乖離」「セトルメントと隣保事業の峻別」が含まれる）、③セトルメント・隣保事業が対象とする地域と問題（これには後述するように、対象論と社会政策、方面委員制度との関係が含まれる）、④セトルメントのあり方（これには後述するように、「セトルメント・隣保事業がおこなう事業」「公営か私営か」「セトルメント・隣保事業の人材」が含まれる）、⑤セトルメント・隣保事業が用いる方法（これにはコミュニティ・オーガニゼーションだけでなく、「セトルメントの教育的側面」も含まれる）、⑥セトルメント・隣保事業の方向（これは後述に、「セトルメントの経済的機能と協同組合」というテーマに発展する）、という枠組みを設定することができる。本稿では以下、②「セトルメント・隣保事業の目的と実態の乖離」から「セトルメントと隣保事業の峻別」へと、論を進めたい。

第2節 セトルメントの目的・理想と実体の乖離、「目的」の揺らぎ

(1) セトルメントの目的・理想と実体の乖離
前述のように、セトルメントは貧困な住民が多い地域における社会的及び精神的生活の

向上発達や社会改良、隣保事業は隣保相扶共済互惠の精神に基く、善い隣人としての環境・社会文化開発という、大きな「目的」をもっていた。しかし1929(昭和4)年には既に、祝久太郎や賀川豊彦、川上貫一、S.F.モラン・志賀志那人、田中藤太郎、富田象吉、矢野豊一、吉田源治郎などが構成する大阪セトルメント協会によって、①流行性（1921=大正10年以降、セトルメントは流行の時代に入り、隣保事業の性質がなく、内容が空虚でもセトルメントを冠するところが増えた）、②目標と実態との乖離（熟練労働者階級の覚醒と共同社会の建設をめぐる）、③地域（対象）について（いわゆる「貧困地域」にも様々な階層が暮らしている）、④組織と人材の問題（ボランティアの確保の難しさ）など、セトルメントの目的・理想と実体の乖離が指摘されていた(1929 : 9, 11, 13, 15)。また東京でも、同様の乖離が指摘されていた(隣保事業座談会 1931 : 51-64)

(2) 輸入性・模倣性の指摘

セトルメントの「流行性」と関連して、「セトルメントの輸入性・模倣性」が少なからず指摘された。1933(昭和8)年には松本徳二が、日本では社会政策を考慮する暇も無く、封建的慈善事業が存続するなかで、単に外形的にセトルメントが輸入されたのに過ぎず、関東大震災後に急増し、労働学校運動や無産階級運動に参加することで自由主義的色彩を帯びたが、その後セトルメントは経営困難で減少し、公営化により精神的な混乱が生じた、と指摘した。そして松本はセトルメントの事業の欠点として社会調査の欠如を挙げ、「保育事業が中心で、他の事業は付帯事業的である」と述べ、「看板と実体の乖離」を指摘した(1933 : 8, 10)。以下の松本の文章では、セトルメントにおける思想的な問題にもふれ

られている。

「我国セツルメントの特色とする処は、明確なる指導精神なく、単調画一であり、公営のもの多く、有給職員に依る会館式セツルメントのもの多く、中にはセツルメントと称し得られない児童保護事業に少数の付帯の事業となせるものがある事である。之等の特色は、基本的に云へば、我国の資本主義が短時日に急激に発達して、充分に封建的残存物を掃討し得ず、諸資本主義的形態を移入して充分消化せざるうちに、国際経済の恐慌の中に引きずりこまれ、数度の資本集中を余儀なくされ、国家的資本統制の下に置かれ、セツルメントの依て来る自由主義的思想の範囲は極端に狭められて、代ふるに国家的教化方針が取られてきた事に基くのである」(松本徳二 1933: 8)

また大阪市北市民館の小山義孝も、日本のセツルメントは海外の移殖品であり、事業も英国式と米国式、あるいは両者の混合があるため、英米のようには一定せず、英国式は減り、米国式が増える傾向にあると述べている。小山は、移殖品のため理論的な把握を欠いたまま設立・運営されがちな日本のセツルメントや隣保事業を、大阪市北市民館が「一大転回」させる、と意気込んでいた(1934: 126-7)。

それ以外にも、「日本の隣保事業は外国の模倣として発達し、日本特有の国家的・社会的事情により、欧米とは異なる内容をもつに至った」(笠島 1935: 45) や、「10数年を経た日本の隣保事業は、独自の日本的な隣保事業に躍進してよい時期にあるのではないか」(田中法善 1935: 17) などの指摘があり、後述するように隣保事業の戦時体制への協力へと連続していった。

(2) 「セツルメント・隣保事業」という看板と実体の乖離

松本徳二が指摘した「セツルメント・隣保事業」という看板と実体の乖離については、当時の多くのセツルメントが「創業の苦しみを味わいつつある」状態であり、託児所と図書館のみでセツルメントと称し、従事者もセツルメントの意義を十分に理解していない所もあることが、指摘されていた。また、セツルメントの使命は、近代都市生活の欠陥を補い、健康増進、道徳涵養、生活向上、特に児童保護並びに公民観念の養成を図ることにあるのにもかかわらず、会館内の仕事のみを重視し、館外に活動の手を延ばしていない所もみられたようである(内片孫一 1925: 65)。

庄司深水も隣保事業について、実践者が隣保事業を保育事業と混同しているなどの混乱がある、と述べていた(1937: 31)。これは当時のセツルメント・隣保事業の「質の問題」にもつながるものである。

(3) セツルメントと隣保事業の課題と「目的」の揺らぎ

富田象吉は当時のセツルメントの課題として、①当時の日本では、会館方式にのみ力を注ぎ、人格的定住者がいない隣保事業も多く、何よりも定住者が必要である。②公設の多さと私設の少なさ。③セツルメントの事業は多方面で複雑なため、欧米のセツルメントでは「フレンド」(余暇を活用した、無報酬の無産階級者への奉仕的協力者)が目につくが、日本では残念な状況である、という課題をあげている。富田は、レジデンシャル・セツルメントには多くの資金と職員が必要だが、エディケーショナル・セツルメントは講座を開設できればよいので少ない資金と人手で済み、固定した事業家屋も必要ないため、資金不足に悩む日本の社会事業家にとっても一考

に値するのではないかと述べ、教育的セツルメントという方向性を提案した（1928：30-3）。

東京帝国大学セツルメントで現業を経験し、後に厚生行政で活躍した松本征二は、当時のセツルメントのもつ欠点は、当事者（実践者）の「客観的状况の認識不足」であり、目前の個々の現象のみにとらわれて事業を遂行するのではなく、社会との関連を考慮し、社会政策や社会運動の動きを学び、理解する必要があると述べ、「場当たり性」を批判した（1934a：77-8）。また、同じくセツルメントで現業を経験した谷川貞夫も、当時のセツルメントははっきりとした目標があるのかも疑わしいなかで、手当たり次第に事業をおこなっている、と発言した（隣保事業座談会 1936：63）。このような指摘は、「当時の隣保事業は明確な対象や目的をもっておらず、受身の立場で、事後救済的ではないか」（隣保事業座談会 1931：61）、「隣保事業には、やりやすい仕事から先にして、何でも実行する、という傾向がみられる」（印具 1932：18）など散見され、一つの仕事の結果を見極めず、常に新しい事業を起こすことに腐心し、次々と事業を転換させていく無責任さも批判されていた（内片 1934：75）。

高次の「目的」と具体的な「目標」は厳密には異なるが、前述の「看板と実体の乖離」も含めて考慮すると、当時のセツルメントや隣保事業では具体的な「目標」だけでなく、貧困な住民が多い地域における社会的及び精神的生活の向上発達や社会改良、善い隣人としての環境・社会文化開発という、大きな「目的」を堅持することにも、困難があったように思われる。以下の大井隣保館の現業員による「セツルメントはどのような理想をもつべきか」についての文章は、今日では所与のことと思われているセツルメントの「多目

的性」と「思想的多様性」が現場の苦悩も産み出していたことを物語っている。

「元来セツルメントは余りにも多種多方面からの材料を吸収してゐるがために、今もつて単独的な思想的立場を持することが出来ず、又もつてその鮮明なる理想を表示することも困難になつてゐる。故に現在セツルメントの理想とするものは甚だしく中間的で且浮遊性を多分に与へてゐる。そしてそれが直ちに我々の苦悩となつて、我々の努めて研究すべき一重要問題となつてゐるのである。併しそれは容易に解答されるものではない。仮に単一的な共産主義の運動に於て見るならば、彼等は潔癖なる態度で共産主義を推し進めてゐるであらうかと云ふに、否と云ふべきことが事実であつて、そこにはこの種の運動と実際社会の中間に介在する処の種々なる副作用的現象が浮泳してゐるからである。セツルメント運動に於ては、元来が単一的ではないが故にその副作用は甚だしく多い。そして現在に於てはその副作用がセツルメントの本質の如く思われ、に至つてゐるのである。現に我々の会合の席上に於ても、セツルメントに対する理論は、あたかも旅人が不慣れな夜道を行くが如くに、末梢神経を極度に尖らせて取扱ふてゐるもあり或は又単独的思想立場を取つて介在する副作用を認めず、大幅にアタックの行為をとらんとするもの等ありて一定するところを知らない。併し何れにしても苦悶の裡に在る事は事実だ。それだけ多様性を吸収してゐるセツルメントである」（江崎 1930：10-1）

また江崎は、セツルメントを「小社会」主義の社会運動であり、「小社会」の概念

を究めて見る必要がある、と指摘した（江崎1930：11-2）。セツルメントは貧困な住民が多い地区で、セツラーと住民のつながりや住民間のつながり、全体社会とのつながりを創り出す活動から始まったため、「貧困な住民が多い地区でのつながりづくり」は自明のこととされ、疑問視されることは少なかったのかもしれない。ただ筆者は江崎の指摘から、「貧困な住民が多い地区でのつながりづくり」に含まれる「貧困問題の解決」と「近隣性の涵養」は、自明のようにつながるのではなく、むしろ互いに異なる側面をもち、場合によっては矛盾する概念だったのではないかと考えるようになった。

前述の谷川はまた、「隣保事業にあつてもともすると自己誇張に似たものがあつたと認められます。しかも対社会的には極めて微力であるという事実は、如何とも致方がなかつたと言へませう」（隣保事業座談会1936：65）と述べ、セツルメントや隣保事業が貧困な地域の住民の生活の「物心両面からの向上」や社会改良という、「大きな目的」を果たすことの困難さを認めていた。そして谷川は、「斯くあり度いと理想に引張ることにはばかり向かつてゐて、対象が今どうあるかといふことは疎かになり、結局しつかりした立脚点をもたぬことになつてしまつてゐる」（隣保事業座談会1936：66）と発言し、目的や理想だけでなく、現実的な基盤を考慮することの重要性も、強調している。

島田正藏が「セツルメントや隣保事業が単なる総合だけで良いのか」と問いかけ、館内事業への傾斜を批判して、セツルメントや隣保事業を根本的に問い直す必要がある、と論じたこともあり、日本のセツルメントや隣保事業は、1930年代には「問い直し」の時期に入ったと推察される（1934：64-72）。

第3節 隣保事業の問い直し、セツルメントと隣保事業の峻別

(1) 島田正藏「本邦に於ける隣保事業の現状批判」における問い直し

前述の島田は、「隣保事業とは何か」という問いに対する明確な回答が少ない理由として、①流行的名辞、②隣保事業の意味の偏解、③事業の動機（背景と名称としての隣保事業を結合させていること）、④曖昧多義な大家の隣保事業観をそのまま輸入し、踏襲していること、⑤隣保事業の真諦を確立していないため、時勢と地方的状況による事業項目の流動を以て、事業の中心観念の流転と同一視していることを挙げ、隣保事業を総合的に批判した（1934：64）。

第一の「流行的名辞」とは、隣保事業には、事業の多様性・包括性という魅力があるが、それ故に、曖昧で多義、雑多な内容を含むことにもなり、託児と学童の復習会をやっているだけでも隣保事業を自称できる、という批判である（島田1934：65）。

第二の「隣保事業の意味の偏解」とは、隣保事業は隣保社会に対して全体性をもつ事業でなければならないが、個々の事業にはそれぞれ異なる目的があり、それらを総合するだけでは隣保事業にならないため、隣保事業の中心概念を再吟味する必要がある、という批判である（1934：66）。今日の日本で現存する、セツルメントを源流とする福祉施設（地域福祉施設）にとっても、重要な問いなのかもしれない。

第三の「事業の動機（背景と名称としての隣保事業を結合させていること）」とは、なぜ隣保事業の看板に宗教などの動機や背景が必要なのか、という問いである。島田は、それらは事業家の主観に属するものであり、事業の対象に影響させるべきものではないと考え、当時の隣保事業は動機や背景から事業に

執着し、事業を動機や背景の虜にしている、と批判し、一歩退いて隣保事業の精神を再吟味することを提唱した（島田 1934：67-8）。隣保事業をどこまで動機や背景から切り離すべきかということは、難しい問題であり、島田ほど徹底すべきかについては疑問もある。しかし宗教性を前面に押し出さず、社会福祉実践等の行為の背景や根底におくという、「パントマイム」につながる批判であれば、戦後の阿部志郎のセツルメント論と親和的なものかもしれない。

第四の「曖昧多義な大家の隣保事業観をそのまま輸入し、踏襲していること」について、島田は隣保事業の定義には「曖昧語の連発」に終始するものもある、と批判している。この点は、今日の地域福祉論でもある程度、継承されているのかもしれない。そして島田は、中央社会事業協会の隣保事業関係者が共有した、「隣保事業は協同の精神に基き環境の改善、近隣居住者の善隣関係の確立を図ることを目的とする」という目的観念のなかに「環境の改善」と「近隣居住者の善隣関係の確立」という二つの目的観念が含まれていることについて、「近隣居住者の善隣関係の確立」を実践した結果「環境の改善」が実現されるべきものである、と指摘した。この指摘を、現在のコミュニティワーク論を援用して、「プロセス・ゴールの実現により、タスク・ゴールが達成される」と理解するならば、第二次世界大戦以前にこのような見解が存在したことは驚嘆に値する。ただしそれに続く、「環境」について「厳密に言うとその人を刺激する者や社会、人ではなく、その人の内面を指すことばであり、『環境』が居住者の環境であれば、隣保事業の直接的実践領域とはならないため、『環境の改善』は隣保事業の直接的目的ではない、という記述もまた、驚嘆に値する（島田 1934：68-9）。今日われわれは、

少なくとも人間の「内面」ではなく、内面を外部から刺激するものについて、「環境」ということばを用いているからである。

第五の「隣保事業の真諦を確立していない」とは、隣保事業の真諦とは、「よりよき社会（価値ある社会・共同社会）の形成に対する助成事業」であり、当時の隣保事業は其の域に到達していない、という批判である。そして島田は、当時の隣保事業は館内事業に傾いており、従事者のなかには救済観念から脱しきれていない者も多い、と述べている（島田 1934：70, 72）。

(2) 森健蔵「都市隣保事業を反省する」における問い直し

島田正蔵が隣保事業を総合的に批判したのに対して、森健蔵は「精神」に着目して、隣保事業を問い直した。

森は、隣保事業がトインビー的な人格観念主義から、公営で多く見られるような事務的な事業施設に移行したことについて、公営であるがゆえの人格観念主義からの離脱ではなく、公営でも私営でも、多かれ少なかれ受けねばならなかった、社会の、そして時勢の反映であったと考えた。森によると、日本の都市隣保事業における弾力性の欠乏や精神力の枯渇、会館中心的事業への転落と機械化などは、「公営の弊害」だけではなく、根本的には「最も抽象化された意味での情熱や感傷の固まりである、人格観念的イデオロギー」が、その事業の対象である都市社会大衆の物心の生活から、またその事業の従事者から遠く離れたもののように感じさせたゆえの課題である。方面事業が事務的に進められるなかで、隣保事業には方面事業との連携が求められ、隣保事業自体の部分的訂正も余儀なくされた。方面事業の拡充とともに、隣保事業無用論も生みだされたが、森は、都市隣保事業

が旧態依然として、精神力や弾力性を欠いているため、そのような論議が生じた」と論じた(1936: 30-1)。

隣保事業には、現在の寄木細工的な事業項目を並列的に並べるのではなく、それぞれの狭義さや偏見、感情を生産し、地区大衆の側から見て創造的に、そして事実を科学的に検討し、根本的に見直すことが要請される。公営か私営か、会館をもつべきか否かは枝葉の問題であり、隣保事業は何をするのかを、根本的に考え直さなければならない、というのが森の主張であった(1936: 31)。

(3) セツルメントと隣保事業の峻別

セツルメントと隣保事業の峻別についての議論は、「階級性による峻別」と「思想性による峻別」から始まったようである。「階級性による峻別」とは、当時大井隣保館の現業員であった江崎による、隣保事業は相互扶助だが、セツルメントは安定した立場の者から不安定な立場の者への一方的扶助であるという発言を指す(隣保事業座談会 1929: 71)。一言で述べるならば、「階級内」と「階級間」の違いなのかもしれない。

「思想性による峻別」とは、セツルメントは人道的・民主主義的な観念に基づくものであり、隣保事業は伝統的な隣保相扶思想に基づくものである、という説明である。松本征二によると、隣保事業は五人組などの血縁的・地縁的な隣保相扶を基本的思想とするため、セツルメントの人道的・民主主義的な観念とは異なる。隣保事業は教育的事業も他の公的機関による教育や無産者的文化運動に圧倒され、貧困児童の余暇指導や短期講習を行う程度であり、住み込みも少なく、有給の職員による会館の運営と場所の提供に終わりがちなものが少なくない。当時の日本の社会事業施設の貧困のため、隣保館は地域の総合的

社会事業センターとしての任務を負わされ、救貧や児童保護が中心となっている(松本征二 1935: 25)。そして松本は、セツルメントと隣保事業を、以下のように峻別する。

「之を要するに隣保事業は、我国の特殊な条件に依て生まれたものであつて本来のセツルメント運動とは異なるものであり、教育、教化を主とするとは云ひ乍らむしろ一種の地区的総合的社会事業センターの任務を現在は負はせられみるとみるのが至当であらう」(松本征二 1935: 26)

東京帝国大学セツルメントで実践を経験した磯村英一は、「帝都に於ける隣保事業の行詰とその将来」において、セツルメントと隣保事業を峻別した。磯村は、大学2年生の時に東京帝国大学セツルメントで「セツルメント」ということばを、実感を伴って知った。その経験から磯村は、東京市内に純正な意味でのセツルメントを求めるならば、それは困難であり、隣保事業を批判することは可能である、と述べた(1932: 32-3)。

磯村によると、東京市が最初に隣保事業を経営したのは、関東大震災の際に大阪府から東京市に寄せられた寄付で建築された大塚隣保館であった。当時東京市は賀川豊彦を囑託に迎え、賀川の意見により、従来の託児所の看板を掛け替えて、市民館事業が誕生した。セツルメント事業を理解していない役人が、隣保館という建物の建設に熱中したことに、大いなる錯誤があり、東京市は隣保館を作ったが、セツルメントは一つも作らなかった(磯村 1932: 33-5)。

関東大震災後には集団的要保護地区が分散したため、従来と同じような指導精神でセツルメントが活動しようとしても、その対象がおらず、過去のセツルメントの幻想を追うと

失敗する。市民館は社会事業のデパート又はソーシャル・センターとして、救護部（方面救護事務を扱う）、保育部、教化部を執行し、純正な意味でのセツルメント事業は私設に委ねる、というのが当時の磯村の主張であった（1932：35-7）。ただしこの論文で磯村は、「純正な意味でのセツルメント」についての定義や説明を欠いたまま隣保事業を批判したため、以下のような批判を受けることになった。

(4) 磯村英一「帝都に於ける隣保事業の行詰とその将来」への批判

後述するように、牧賢一のセツルメント論を批判した高橋清一郎は、「セツルメント理論批判（一）—磯村氏の隣保事業論に就いて—」（『社会事業研究』第20巻第5号，1932（昭和7）年5月）と「磯村氏の隣保事業論セツルメント理論批判（二）」（『社会事業研究』第20巻第6号，1932（昭和7）年6月）で、上述の磯村による論文を批判した。なお高橋清一郎は川上貫一が用いた筆名の一つだが、煩瑣にならないように、以下「高橋」と記述する（重田・吉田1977：21）。前者は、磯村の論文が唯物弁証法的ではないことに驚いた、という書き出しで始まり、磯村の「東京市内外に純正なセツルメントを求めるならば、それは困難である」という文章に対して、「純正なセツルメント」とはどのようなセツルメントか、「純正なセツルメント」があるとすると、それ以外は純正ではないセツルメントになるのか、と批判した（高橋清一郎1932d：22-3）。

そして後者では、磯村がセツルメントと隣保事業を別なものと考えたことに対して、セツルメントが隣保事業となり、市民館事業へと発展した、と理解しないことを批判した（高橋清一郎1932e：13）。

この議論は、「純正なセツルメント」の概念規定を欠いていたため、あまり生産的ではない。ただし、志賀志那人がセツルメント精神を大阪市北市民館で具現化したため、セツルメントと隣保事業、市民館事業を矛盾せず、発展的な存在として捉えることができる大阪と、セツルメントとは異なる思想や精神で隣保事業や市民館を次々と建設し、私営のセツルメントが経営の危機に追いやられた東京との違いが、この議論に反映されていると考えられるならば、「セツルメントの東西比較」という観点から、興味深い。

(5) 本質や運動形態によるセツルメントと隣保事業の峻別と「セツルメントの目的」

大田兼一は「本質や運動形態」から、セツルメントと隣保事業を峻別した。大田によると、セツルメントの目的は事業対象の精神的又は経済的生活の向上を目的とする啓蒙運動であり、トインビーによって創設されたセツルメントの本質や運動形態と同一性を有する物をセツルメントと呼び、それを具備しない物は隣保事業と呼ばれる（1935：124，122）。明快だが、アメリカ型のセツルメントの立場がなくなるという側面もある峻別である。

大田はセツルメントの本質や運動形態について、本質は救済事業ではなく精神運動であり、運動形態は、①運動に必要な特定の地域—即ち貧困な住民が集住する地区—の存在を条件とし、②教養ある社会人がその地区内に定住し、③運動の客体である、貧困な住民が存在し、④セツルメントは、現在わが国で見られるような、高壮な会館を必ずしも必要としない、と説明した（1935：122）。「セツルメントの要件」というべき、厳格な峻別である。

そして隣保事業は、本質については精神運動に救済事業を併置しており、運動形態としては館内に住みこまず、事業対象が最も貧し

い住民だけでなく、一般無産者に延長されている物である（大田兼一 1935：123）。

第4節 牧賢一のセツルメント論の始まり

(1) 牧賢一の素描

紙幅の制約から簡潔にしか記述できないが、牧賢一は1904（明治37）年に生まれ、内務省社会局、中央社会事業協会、同潤会、東京市社会局、大政翼賛会、日本社会事業協会、中央社会福祉協議会、全国社会福祉協議会、社会福祉調査会を経て、関東学院大学教授在職中の1976（昭和51）年に、永眠した（重田・吉田 1977：3, 6, 19, 35, 41, 55, 62, 74, 88, 99, 102）。

牧は思想的にはオーエンから出発し、社会事業研究グループ「三火会」の影響を受けてマルクス主義に転じた。しかし戦時体制下には、軍事援護事業の拡大と表裏で進行した社会的弱者の切り捨てに歯止めをかけたい、という意図から軍事援護を支持するようになり、日本社会事業研究会の「日本社会事業の再編成要綱」に代表される、社会事業新体制運動の推進力となり、後ろめたさのなかで大政翼賛会に参加した（重田・吉田 1977：30, 47, 51-2）。

(2) 牧賢一のセツルメント論の始まりと教育への着目

本稿を執筆するために筆者が収集した文献のなかで、牧賢一がセツルメントについて最も早い時期に執筆した論文は、クイーン著『社会事業の史的考察』の一部を牧が翻訳した「19世紀に於けるセツルメント運動とその発展」（『社会事業』第11巻第6号、1927（昭和2）年9月）である。筆者は文献収集にあたっては、翻訳論文を含めないことを原則としたが、この論文では翻訳だけでなく、後の牧のセツルメント観につながる記述がみられ

たため、この論文についても言及したい。

牧はこの論文でセツルメントについて、人道主義の所産であり、階級間の橋渡しであると述べ、イギリスとアメリカにおけるセツルメントの歴史を紹介した。そしてセツルメントで最も重要な事業は教育的事業であり、次に重要なのは、レクリエーションで、場所の提供や協同にも取り組むと説明し、社会調査や社会事業家の養成の重要にも言及した。また大学拡張運動や、アメリカの「公立学校をコミュニティセンターとして活用する」ソーシャル・センターも紹介した。（牧 1927：33-9）この時期の牧のセツルメント論では、「無産者への着目」は前面に出ていない。

(3) 「無産者への着目」と「社会的弱者」という言葉の使用

本稿執筆のために収集した文献の範囲では、牧が「無産者への着目」を前面に出したのは、「無産階級の自己解放に参与するセツルメント事業」（『社会事業』第12巻第4号、1928（昭和3）年7月）である。牧はこの論文で、当時の社会事業の問題点として、①指導的精神や思想的背景、信念と理想の欠如、②各種事業の孤立と公営事業の私営事業に対する無視（官尊民卑、公営事業の無計画な増大）、③社会事業の連絡統制と調査に関する機関の不在を挙げた。そして公私社会事業の関係について、潤沢な資金と広大な関係があるため公営事業は普遍的、事務的、恒久的だが、官僚的、物質的、非人格的、形式的であり、変化に乏しく柔軟性が無いと述べ、私営社会事業は精神的、自発的、実行的であり、弾力性に富んでいて活発だが、組織が小さいため活動範囲が狭く、事業対象は部分的であると述べた。当時民間社会事業家は、不景気や失業者の増加、普通選挙と無産政党の進出を目にして観念的・思想的動揺を感じ始め、経

営の行き詰まりもあって、方向転換の必要性を感じている、というのが牧の主張であった。このような状況のなかで、私営社会事業に残された場所がセツルメント事業である（牧 1928：23-5）。

牧は公設のセツルメントを日本の特殊事情によるものと認識し、公設隣保事業ということばを使用した。そしてセツルメント本来の精神が没却され、事後的救済事業のデパートメント・ストアという怪物と化して、定見が無く主義がない日本の社会事業家がそれに倣ったことを批判し、セツルメントは教育事業でなければならないと指摘した（牧 1928：29）。この指摘から、牧が純粋にイギリス型のセツルメントを志向したことが伺える。

牧はセツルメント事業の目的が、「新しい社会生活」を創造するために労働者階級や貧困な階級、つまり社会的弱者である階級に協同と自助の精神を与え、自らの力によって自らの境遇から脱却向上させようとする教育事業であるならば、それは学校教育と異なる、社会的、民主的、共同的ないしは協働的、自主的教育であるべきであり、社会主義の宣伝でも、資本主義制度の擁護でもないと述べた。しかし当時の日本では、進歩的な労働者は組合に所属し、社会事業を眼中におかず、セツルメントの夜学校もわずかに存続する程度であった。日本の隣保事業は、数は増えたが、反セツルメント的なところが増えた、と牧は記述していた（1928：30-1）。当時の日本のセツルメント関係者のなかでは珍しく、「社会的弱者」という言葉を使用したことに、注目したい。

(4) 「セツルメントの文化的価値」におけるセツルメントへの失望

牧は「セツルメントの文化的価値」（『社会福利』第14巻第8号、1930（昭和5）年8

月）において、当時のセツルメントの主要な対象が、同じ無産階級でも、組織労働者ではなく、未組織で最も貧困な人たちであり、知識階級からこれらの人たちに働きかけるセツルメントの教育的要素は、知識階級のイデオロギーと生活態度によっては、資本家階級や支配階級による無産階級への働きかけともなり得る、と警鐘を鳴らした（1930：27-8）。

牧にとっては、セツルメントが果たす事ができる唯一の価値ある役割、そして新時代のセツルメントの理想は「社会による社会の意識的改善」の企画への参画であり、当時のセツルメントの現状はそれに応えるものではなかった（1930：30-1）。

(5) 「資本主義社会の矛盾」の認識

牧は「セツルメントの社会診断的機能に就いて」（『社会事業』第15巻第11号、1932（昭和7）年2月）において、さらにマルクス主義的な論調を強めた。

牧は、資本主義社会の内包する矛盾から生み出された社会的欠陥に対する処置である社会事業が、社会的経済的条件の限界の中で成果を上げるためには、その対象について詳細で正確な認識をもつことが必要であり、セツルメントは対象とする地区に居住する家族の生活について知る必要があるため、社会調査の重要性を強調した。しかし当時の日本のセツルメントには、経費と人手が足りず、社会調査は充分には行われていなかったことから、牧は単なる数字以上の生命をもち、隠された暗黒面を社会の明るみに露出するため、セツルメントが知り得た「地区の人たちの現状」を活かせるような、総合的な調査機関の必要性を述べた（牧 1932：19-23）。

第5節 「刻下の社会情勢に於けるセツルメントの役割」の要点

(1) 「無理想の理想」であるセツルメントの微温性への批判

このような経過を経て、牧は「刻下の社会情勢に於けるセツルメントの役割」(『社会福利』第15巻第8号, 1931(昭和6)年8月)を執筆した。牧はこの論文で、「セツルメントへの批判点」として、①セツルメントと社会事業の本質は同じであるため、セツルメントも社会事業と同様に、批判されなければならない。②セツルメントは教育的傾向ゆえに社会事業一般と区別されるが、教化事業のような反動性をもたないものの、未組織で最も貧しい人たちの立場をとることはできない。③当時「社会的なもの」に関しては、階級性をもたない中立的なものは考えられないため、セツルメントは致命的な障壁に当面する、と記述した(1931a:3-4)。

この「障壁」の背景には、当時のセツルメント関係者が「貧困な人の生活水準を引き上げる」という目的や理想を共有していたものの、それを実現するための方法の認識については相違があり、グループ内で統制力の均衡が破れると、グループの崩壊やグループからの追放がみられる、という現実があった。牧によると、セツルメントが一方的な力や色彩によって支配されることは許されないため、セツルメントは理想(イデー)ではなく「セツルメントが内包する矛盾性」によって規律され、統制される、「無理想の理想」という逃避性をもつ存在であった。それゆえ動乱の時代には「安全な、放浪の小舟」であったが、その力は弱い、というのが牧の主張であった(牧 1931a:4)。

そして牧は、当時の階級社会が無産大衆に文化を享受する機会を阻止し、階級的利益のために文化を逆用したことに、セツルメント

は抗議するべきであると述べ、文化的なものから遮断されている無産階級、特に貧困な地域の住民に、セツルメントは文化を通して、ものごとを正当に認識、批判する能力と機会を与えることが必要だと主張した。セツルメントの強みは貧困な人が多く住む地区にあることであり、セツルメントの働き手がそこに馴染んでいるならば、生活の実践から湧き出した意識や感情に動かされるはずだが、日本のセツルメントがそのようになっていないことを、牧は批判したのである(1931a:4-6)。その後の牧の人生は、前述のように、この記述から隔たる方向へと向かっていった。

(2) 批判の背景にあるマルクス主義者としての経験

牧がこのようにセツルメントを批判した背景には、当時西窓学園の主事であった牧が、その前身である桜風会巣鴨夜学校で、新聞の生々しい現実問題を講義し、生徒から有望な闘士を生み出し、その生徒たちが検挙されると牧が警察に迎えに行った、という事実があった(川崎 1930:100-1, 吉田・重田 1977:20-1)。牧は、セツルメントには住民をオーガナイズする仕事があると認識していたが、それゆえに地域の有力者や警察との軋轢も、少なくはなかったようである(隣保事業座談会 1931:62)。

牧はセツルメントが無産階級を解放するという階級運動的な視点をもち、運動団体に会場を貸すと、警察や支援者から非難され、地区の有力者との関係も悪化し、事業に支障をきたすことを経験した(隣保事業座談会 1931:66-7)。牧によると、西窓学園が労働運動や社会運動に味方し、反資本主義運動に参加していることは理解されていたはずだが、特定の団体に会場を貸したことが問題とされた時に、セツルメント事業の資金を確

保するために会場を貸した、という趣旨にすることを警察から提案され、それを受け入れて事態を收拾したことから、自らのイデオロギーが不鮮明になるような経験をした（隣保事業座談会 1931：70-1）。

第6節 「隣保事業の転換期」の認識とマルクス主義的セツルメント論への展開

(1) 日本のセツルメントへの疑問と悩みの始まり

このようにマルクス主義的な論調を強めた牧のセツルメント論は、牧賢一「転換期にある隣保事業の機能に就いて」（『社会事業』第19巻第3号、1935（昭和10）年6月）において、「隣保事業の転換期」の認識へと展開した。

この論文で牧は、他の社会事業の権威のように、隣保事業を単なる総合的社会事業として済むならば行き詰まりや転換は不要だが、そもそも日本のセツルメントが、失う程の指導精神や行き詰るべき方向をもっていたのか、と疑問を呈した（1935：9）。

牧によると、隣保事業が単なる総合的社会事業であればそれは会館事業に過ぎない。ここでは住民との個人的接触や個人的教化はおこなわれるものの、対象の組織や集団的な教育、環境の改善は期待できず、そこに会館事業と隣保事業の違いがある。隣保事業には教育や教化の機能が原理として含まれており、隣保事業には目的が経済的改善か道徳的改善か、手法が思想か宗教かという問題の解決を迫られている（1935：10-1）。ここに牧の悩みの深まりを、読み取ることができる。

(2) キリスト教社会主義的協同組合運動への批判と隣保事業の無力感

牧によると隣保事業に携わる若者は、左翼的思想が華やかな時代には、教化にかかわる現実との衝突と矛盾に悩んだ。具体的には、

社会事業である隣保事業には労働者階級が有する現実的な希望を満足させることができないため、一歩後退して自由主義的立場から協同組合運動の方向を取り入れようと努力し、時流により相当の効果を収めた所もあったが、施設と労働団体の関係が希薄であり、経済的な知識と実力が乏しい社会事業家にとっては、困難な仕事でもあった、という悩みである。そのため、希望が失われたわけではないが、隣保事業における思想的経済的運動の多くは失敗に終わり、隣保事業の大半は無気力な自由主義的思潮のもとで、極めて力が弱い仕事を続けているのに過ぎない、と批判した（牧 1935：11）。これは、キリスト教社会主義的な協同組合運動への批判である。

一方牧は、時機に敏感な一部の隣保事業家は軍国主義や日本主義を取り入れたが、隣保事業に協力する若いインテリは隣保事業で自由主義の空気を吸っているため、容易にファッションの波に共鳴しないものを植え付けられているため、この分野でも隣保事業は微弱な機能を果たすのに過ぎないと述べ、隣保事業の無力感を語った（牧 1935：12）。つまり牧は、キリスト教社会主義的な協同組合運動にも軍国主義にも労働者階級の希望に応える途を見出すことはできないため、出口のない閉塞感に悩んでいたのかもしれない。特に軍国主義についての牧の記述は、後の牧の行動を考えると、考えさせられる。

(3) 「隣保事業の行き詰まり」の認識と原点回帰の提唱

牧は、上述の隣保事業の無力感は世界の隣保事業の経験にも共通するものであり、海外の隣保事業は労働問題に関心をもち、労働者階級と交渉してきたため、共産主義に対する方策や失業問題の解決の方法など、社会の本質的な問題に関心をもちてきたが、日本の隣

保事業は「子どもの仕事」「保健の仕事」「慰安の仕事」を主とする、非組織的で任意の事業に取り組んできたのに過ぎないと、当時のセトルメント関係者には珍しい、社会科学的な認識に至っていた（牧 1935：12-3）。

そして牧は、失業者が増え、地区の環境改善を隣保事業だけでは実現できないのにもかかわらず、隣保事業は機能を発揮しているかのような態度と方法を踏襲したため、行き詰まりに悩むことになったと分析し、隣保事業の転換を求めた（牧 1935：13-4）。今日の地域福祉論では楽観的な性質を指摘されることもあるが（岩田 2016：272）、地域福祉論者にも「機能を発揮しているかのような態度と方法」を自戒する必要があるのかもしれない。

牧は隣保事業について、地区居住者の精神的更生を図って生活を向上させ、地区の環境を改善すべきだが、地区の人たちは精神の糧だけでは救済できないほど窮迫しているため、隣保事業は伝統にとらわれず、打てば響くような、新たな仕事を採用しなければならないと述べ、本来の使命に帰ることを提案した（牧 1935：14）。

第7節 「刻下の社会情勢に於けるセトルメントの役割」への批判と応答

(1) 岩崎盈子による「幻想セトルメント」という批判

前述の牧のセトルメント論のうち、論争を招いたのが1931（昭和6）年の「刻下の社会情勢に於けるセトルメントの役割」であった。岩崎盈子は、①現実のセトルメントの分析からではなく観念に基づくセトルメント批判であり、②「セトルメントと社会事業の本質は同じであるため、セトルメントも社会事業と同様に、批判されなければならない」という記述について「社会事業一般とその『本質』

が同じではないセトルメントは存在するのか（牧は、セトルメントと社会事業一般を別個の存在であると主張している）」という論理的矛盾を指摘し、③貧困な地域の住民に、ものごとを正当に認識、批判する能力と機会を与える方法論の欠如を批判して、牧の理論を「幻想セトルメント」と呼んだ。岩崎は、牧の論文で示された「貧困な人の生活水準を引き上げる」方法についての認識の相違と分裂にはふれずに、現実のセトルメントは「貧困な人の生活水準を引き上げる」という明確な理想や目的をもっているとして、牧を批判したのであった（1931：90-3）。

(2) 高橋清一郎（川上貫一）による批判

「高橋清一郎」（川上貫一）も牧の論文を「セトルメント不要論」と理解し、牧による「セトルメントはいくつかの目的や理想をもつ者が構成するグループである」という記述を批判した（1931a：12）。高橋による牧論文の批判のなかで重要なのは、以下に引用した部分で指摘された「セトルメントが対象とする地域における社会階層の多様性」の提起であった。

「即ち今日の所謂セトルメントは先づその対象に就て標準を失つて仕舞つてゐる、それは極端には無対象である、或は一切の社会が、或は一切の『市民』が対象とされてゐる。尤も原則的にはそれが、都市の密集地区に設置される傾向を保有してはゐるが、それも今ではたゞ一種の慣習的傾向であつて、一度その事業内容を見ると特定の対象もなければ、特定の目的ももつてはゐない」（高橋 1931a：10）

高橋はセトルメントの対象となる地域には、未組織で最も貧しい労働者だけでなく、

組織された労働者なども住んでおり、住民をその地域から抜け出させて、自由で解放された存在になれるようにすることがセツルメントの目的である、と指摘した（高橋 1931a：10-1）。

(3) 牧賢一による応答

牧はまず岩崎による「牧が、セツルメントと社会事業一般と別個の存在であると主張している」という批判に対して、牧の言いたいのはその反対である、と弁明した。そしてセツルメントの方法論の欠如への批判に対して、「止むを得ない理由により、極めて限られた範囲と行形式でしか書き現わせなかった」と釈明し、セツルメントが対象とする地域の住民が、貧困により階級闘争に参加する気力をもてなくなる理由へと、論点を深化させようとした（牧 1931b：23-4, 26）。

そして岩崎と高橋から批判された、セツルメントの目標や理想を実現する方法の違いとグループの分裂について、その部分がケネディのことは引用したものであり、セツルメントの性質と機能だけでなく、内包する矛盾をも言い現わしているので使用した、と説明した。牧の真意は、セツルメントにおけるボランティアと責任者、あるいはボランティア間のイデオロギーが、必ずしも同一ではない、ということにあった（牧 1931b：24）。

また、高橋による「セツルメントの対象」についての指摘に対しては、セツルメントの主要な対象は組織労働者ではないという点には同意するが、事実としてはセツルメントの対象には賃金労働者も含まれており、それらの人々と最も貧困な人たちには共通点もある、と反論した（牧 1931b：25-6）。

第8節 高橋清一郎からの再批判

(1) 「再びセツルメントの対象及び機能に就いて」が示した論点

高橋清一郎は同年の『社会事業研究』第19巻第12号に掲載された「再びセツルメントの対象及び機能に就いて」において、イギリスにおけるセツルメントの思想や行動の背景には、資本主義経済の発展の条件となる自由競争があり、自由競争をすすめるためには各人の自由を保障する社会制度が必要とされたことを指摘し、セツルメントは「社会制度の改革」よりも「各人の自由への啓蒙」という役割を果たす、と述べた。高橋は、牧が「啓蒙的役割を果たす」方法と手段をセツルメントに直結させたことには理論的な混乱がある、と主張したかったようである（高橋 1931b：30-1）。確かに、牧のようにセツルメントのみに過剰に期待するのではなく、セツルメントの啓蒙的役割を、社会政策との関係も含めて議論すべきだったのかもしれない。

高橋はまた、イギリスでセツルメントが始められた時には、知識階級は進歩的であり、セツルメントは偉大な事業であったが、資本主義社会が発展するなかで、知識階級は進歩的役割を果たさなくなり、セツルメントの社会的存在の本源性は次第に喪失させられた、と指摘した。そして日本のセツルメントが事業の寄せ集めのであり、適応のための教化機関となってしまったことを批判した（高橋 1931b：32-3）。若干言い過ぎではあるが、セツルメントの進歩的役割の限界を認識し、過大評価しないことも重要である。

そして「セツルメントの対象は貧困な住民が多い地域である」という想定にも、そのような地域を対象とするセツルメントが減少したことを、指摘した（高橋 1931b：33）。この論文では、牧への批判よりも、セツルメント論を再検討するための論点が印象に残る。

(2) 「セツルメント理論家の観念形態（一）、
（二）」等における再批判

その後高橋は、前述の牧による応答に対して、『社会事業研究』の第20巻第1号（1932＝昭和7年1月）に掲載された「セツルメント理論家の観念形態（一）—牧氏の『幻想セツルメント』に就いて—」で、「セツルメントと社会事業が本質を同じくする」という記述を批判したが（高橋 1932a：18）、両者が「どのような意味で」本質を同じくするのかについては言及されず、不毛な論争に終わった。

翌月に『社会事業研究』第20巻第2号（1932＝昭和7年2月）に掲載された「セツルメント理論家の観念形態（二）—牧氏の『幻想セツルメント』に就いて—」では、牧の反論に対して、「セツルメントの責任者のイデオロギーを問題にしているのではなく、セツルメントという一個の社会的な存在の機能を問題にしている」と再批判した（高橋 1932b：31）。両者の論点は、ずれていた。

この論文で高橋は、社会事業は貧困者への物質的な救済であり、セツルメントがそれ以外の社会事業と違うところは教育的と認識しており、この点は牧と共通している（高橋 1932b：33）。ただし高橋が前述の岩崎の趣旨について、未組織な貧しい人たちが世界を正常に認識し、あるがままの世の姿やあるべき世界の形貌を把握するためには、一定の歴史的段階が必要であり、セツルメントの機能と方法ではそれは不可能だと言いたかった、と擁護していることから（1932b：37）、セツルメントと無産階級による社会の変革を連続させたかった牧と、セツルメント活動の限界を認識したうえで、当時の現実のセツルメントを意味づけようとした岩崎や高橋の違いを、読み取ることができる。この点は、高橋による『セツルメント理論家』の理解に

就いて「若干の捕遣」における、理論家による「あるべき筈」のセツルメントとは観念論に過ぎず、無意味であり、我々にとって問題なのは「ありのままの」セツルメントである、という箇所でも明らかであった（高橋 1932c：12）。

第9節 牧、岩崎、高橋の論争から学ぶこと
—「セツルメントの目的」をめぐる—

(1) 牧のセツルメント論の意義

従来のセツルメント論における「目的」は「貧困な地域の住民の生活を物心両面から向上させる」という漠然としたものであり、そのなかでセツルメント論者は人格的接触や教育性、社会改良を重視した。隣保事業論者は隣保相扶や教化、階級的融和に重点を置き、「目的の不在」が指摘されることもあった。

それに対して牧のセツルメント論は「教育」に着目しながらも、「資本主義社会の構造的矛盾」や労働問題、労働運動との関連などのマルクス主義的な視点を取り入れ、「文化的なものから遮断された貧困な人たちの自己解放のための教育」へと、「セツルメントの目的」を社会科学的に拡張した。

(2) 牧のセツルメント論の限界

牧による、拡張された「セツルメントの目的」には、第一に「牧の理想と現存するセツルメントとの乖離」という限界があった。当時の牧が、純粹にマルクス主義を信奉すると「理想」が高くなり、「目的」を実現する「方法」に到達することが難しくなって、既存のセツルメントへの苛立ちにつながったと推察される。そこから生じた「批判」を、「現実のセツルメントの分析から出発していない」と反批判されたようであった。

そもそも当時の思想的状況では、関西のセツルメント界で有力であった協同組合思想や

キリスト教社会主義とマルクス主義は水と油であり、協同組合思想やキリスト教社会主義のセツルメント論が想定する「目的」は、当時の、特に関西におけるセツルメントの実際と整合性があったため、「現実のセツルメントからの出発」は自明のことであった。この点が、当時のセツルメントの実際から「目的」を導き出すことが困難であった、牧のセツルメント論との違いであったのかもしれない。

牧がマルクス主義の立場からセツルメントの原点回帰を主張したことも、アメリカやイギリスのセツルメントの「原点」は、マルクス主義とは距離を置いたキリスト教社会主義や協同組合の思想であったことを考慮すると、「原点回帰」を踏み越えていたのかもしれない。当時のイギリスの社会政策論や福田徳三の人権論では、「功利主義」が理想と現実を調整していたが、この時期の日本のセツルメント論では「功利主義」的な論文が少なかったことも、付記しておきたい。

このような牧のセツルメント論の限界の背景には、日本社会におけるマルクス主義の広がりへの警戒という、現実的な障壁もあった。それゆえに牧の苦悩は深まり、批判が鋭くなり、戦時体制下における行動につながっていったのかもしれない。

吉田久一によると、牧はセツルメントの役割を、貧困対象との接触とのなかで民衆に無産階級の思想と科学を把握させ、強力な闘争力を獲得させることであると考え、客観的情勢の変化を重視した磯村に比べると、ファシズムへの移行にためらいもあった。当時の唯物弁証法的社会事業論者のなかには、中間階層で従事者組織の足場もなく、「労働者階級」を叫ぶだけの「サロン」マルクス主義者も数多く含まれていた。それらの人たちは「自己変革」が不十分であり、時代や社会が変われば、当然のように立場を変えていったといわ

れる。このような人々についての「現場で奮闘せず、足場がない」という吉田の記述は（2015：101-4）、福祉現場ではなく教育の現場に身を置く筆者にとっても、自戒を促すように感じられる。当時福祉現場で奮闘した実践者は、厳しい状況下でも入所者と共に生き残るなかで「変わらなかった」。学生に自ら考えることを教える教育現場の人間には、「教えることを変える」という選択肢もあるからこそ、自戒を促すように感じられるのである。

(3) 「セツルメントの目的」を問い直すための論点

このように「思想的な立場の相違」に規定されると、「セツルメントの目的」を巡る論争は、行き詰まりがちである。筆者は、牧と岩崎、高橋の論争から、「セツルメントの目的」を問い直すための論点として、「誰の、どのような問題に対応するために、どのような方法を用いるのか」という、「①対象論（「貧困な住民が多い地域」と「社会階層」の認識について）」と「②（労働問題や社会政策を含めた）セツルメントの限界と役割」「③目的を実現するための方法」の重要性を感じた。

協同組合思想やキリスト教社会主義に依るならば、「第2節 セツルメントの目的・理想と実体の乖離、『目的』の揺らぎ」で述べた「貧困な住民が多い地区でのつながりづくり」という、セツルメントの目的は自明であり、それほど疑う余地はない。しかし牧のようにマルクス主義的な視点を取り入れると、「貧困な住民が多い地区でのつながりづくり」に含まれる「貧困問題の解決」と「近隣性の涵養」という二つの目的の異質性が明らかになる。「貧困問題の解決」を強調するならばマルクス主義的な教育運動に傾斜し、マルクス主義に親和的ではない近隣の有力者との

衝突もおき、「近隣性の涵養」が困難になることもある。つまり筆者は、セツルメントで自明とされてきた「貧困な住民が多い地区でのつながりづくり」という目的は、実践者の思想や置かれた状況によっては、二つの目的の異質性や矛盾が実践者を苦しめることもある、という「思想問題」の存在を指摘したいのである。

(4) 「思想問題」とセツルメントの多様性

第二次世界大戦前のセツルメントで「思想問題」による悩みが最も深かったのは、牧賢一に代表されるマルクス主義思想であった。第二次世界大戦が終わり、マルクス主義やキリスト教などへの抑圧が終焉すると、別稿で述べるように学生によりマルクス主義も含めたセツルメント運動が再び盛んになった（手元に資料がないため、筆者には学生によるセツルメント運動に言及することはできない）。ただここで筆者が強調したいのは「思想問題」には、戦時体制下のセツルメントにおける国家によるマルクス主義の抑圧という問題だけでなく、自らの思想と合致するセツルメント像を求める余り、「セツルメントの多様性」を捨象してしまう危険性もあったということである。

例えばマルクス主義思想に基づくセツルメント論者にとっては、別稿で述べる戦後の東京大学セツルメントのようなあり方が、望ましく、正しい姿と映るであろう。筆者もそのような考え方を否定するものではない。しかし他方では、戦時体制下に抑圧されたキリスト教系のセツルメントもあり、そのあり方はマルクス主義思想に基づくセツルメント論者にとっては「望ましく、正しい姿」とは異なるであろうが、それでも地域に根差し、住民と互酬的な関係を築きながら、セツルメントとして存続してきたのである。現実のセツル

メントには多様性があり、単一概念や方法には留まらない豊かさがあるが、特定の思想を過度に追求してセツルメント論を構築すると、他の思想を否定し、セツルメントの多様性が損なわれる危険性もあることも、筆者が「思想問題」から得た教訓の一つであった。

セツルメントだけが独力で「貧困問題の解決」と「近隣性の涵養」を実現する、という思考法では、セツルメント論は「思想問題」で行き詰りかねない。それゆえに筆者は、セツルメント論が「思想問題」で行き詰らないために、労働運動や社会政策が「貧困問題の解決」の前提であり、セツルメントはその前提のうえで「貧困問題に起因する近隣性の欠如」を解決する、という思考法を提起したい。

第10節 セツルメント・隣保事業の思想的中立性とマルクス主義との距離

(1) セツルメント・隣保事業の思想的中立性
牧によるマルクス主義的セツルメント論では、中立性は微温的であり、あり得ない立場であった。しかし当時の日本におけるセツルメント論や隣保事業論では、思想的中立性を主張する論者もみられた。

例えば小島幸治は、セツルメントをキリスト教社会主義者の事業であり、労働者共同生産組合とワーキングメンズカレッジのうち、後者からセツルメントを説明したが（1928：26）、公営のセツルメントでは思想が偏らないように戒める、と述べた（1926：41）。

また松澤兼人は、東京帝国大学セツルメントなどの学生セツルメントについて、急進派が地域に入りこみ、事を急いでは大衆と離れてしまう結果となる、と評していた（1930：6）。

そして三好豊太郎は以下のように、理解の重要性を強調した。筆者はこの文章から、「和解」の重要性を感じた。

「我々は往々にして現在に於ても貧困者の生活に就いての理解に極めて不充分なる多くの人々を見るのである。愛は和によつて生ずる体験は日常の事実を通して暫暫遭遇することであつて、之なきが為に一方の階級が一方の階級に就いての極端の誤解があるのである。社会連帯は単なる理知的の事実ではなく、感情生活の事実である。そこに例へ多くの偏見と我執とがあるにしても、二つの階級社会に就いての明かなる理解があるならば、そこに決して越ゆべからざる障壁があるとは考へられない」（三好豊太郎 1930：23）

また仏教系のセツルメントである光徳寺善隣館を設立した佐伯祐正は、救済事業のデパートのようになると、日本のセツルメントには慈善事業的な性質が残るため、大学教授や大学生という知的ブルジョアが、自分の有する知識の泉を教育的に不遇な人たちに提供することを提案した。これもマルクス主義というよりは、中立的な思想である（佐伯 1928：43-4、46）。

(2) マルクス主義との距離

三田学園主事であった金熙明はセツルメントによる無産階級の解放について、「セツルメントの存在それ自体よりも、反動分子の言動」と嫌悪した（1930：71）。小山義孝もまた、資本主義の危機における大衆の窮乏化のなかで、セツルメントはより高度な社会組織を建設するために、革命ではなく「進化」運動の一部を担う、とマルクス主義との違いを強調した（1930：132）。

和田堀隣保館の山本敬事は、思想界が右傾左傾の両極端に走るなかで、セツルメントの使命は、無産大衆に対して穏健中正な思想を植え付け、善き市民として必要な社会的訓

練の機会を与えることである、と記述した（1934：63）。また内片孫一も、隣保事業が政治的にどの政党にも加担しないことを強調し、自由な立場からの政治教育や公民教育は隣保事業の重大な使命の一つであると述べた（1934：73-4）。筆者は、これらの記述に、「中立性」よりも「穏健性」「公民性」を感じた。日本では、セツルメントや隣保事業にかかわる思想は単一ではなく、隣保事業にはマルクス主義やキリスト教社会主義とは異なる、保守的な思想も内包されていたのである。

第11節 隣保事業の思想的保守性と銃後対策への変質

(1) 隣保相扶への傾斜

そもそも隣保の意義は、1888（明治21）年4月の市制町村制公布の際に、天皇が「地方共同の利益を發達させ、人民の幸福を増進するために、隣保団結の旧習を尊重してそれを拡張する」と述べ、都市と町村の権限を法律で保護する必要を語った際に、強調されたものである（大阪セツルメント協会 1929：2）。

小山義孝によると、「隣保」ということばの意味は、地域的には「近隣」を意味し、人的関係においては「相保」や「相扶」などを理想とする、特定の組織を有する一つの「共同社会」を意味する。小山は、このような「隣保」を社会事業に当てはめることは意義深く、「セツルメント」よりも好ましいとして推奨した。小山によると、隣保事業に含まれる意義は、①地域的近接、②人々の相互関係の強化、という理想であり、隣保事業が階級的立場を離れて、近隣結合を重視したため、①の地域的近接が重要である、というのが小山の見解であった（1935：77-9）。

(2) 隣保事業における保守主義的な論調と銃後対策への変質

当時の東京市の隣保館のなかでは、イギリス式のセツルメントや平等思想への反感を公言し、武士道を強調して、報徳少年団や鹿児島島の健児社の精神による興国少年団を設立するところもあった（加藤義一 1935：105, 107, 109-10）。

また、国体観念に基く日本式の隣保事業も提唱された。河東田教美は、外国の隣保事業を模倣した時代は過ぎ去り、日本独自の国体観念に基いて日本式の隣保事業が創設されてよいと思うと述べた。日本では、個人ではなく家が社会組織の根本であり、家族制度が社会事業を補うため、家族制度が完全におこなわれれば養老院や孤児院は必要が無い。しかし家族主義から個人主義に移行し、日本の家族制度が崩壊しつつあるため、家族主義と個人主義の矛盾の結果として社会問題が生じた、というのが河東田の主張であった（1936：39-40）。河東田の論文のタイトルは農村隣保事業についてではあるが、社会事業理論の先祖がえりともいえる主張は、農村にとどまらない内容であった。

中央からの銃後対策方針は、隣保相扶の美風を振興し、労働力不足を調整し、生産力を一層拡充することを意図した。このような状況のなかで、隣保の事実に地盤と隣保事業とが遊離していることに隣保事業関係者が気づいていない、という指摘もあった（中村孝太郎 1938：72-3, 78）。

そして東亜新秩序の建設に向けて、人的資源の涵養が国策となるなかで、隣保事業が政府の方針や国策を国民に伝達し、国民の協力と実働を求めるための実践網の一つとして活躍することを期待する論者もいた（藤野井行仁 1940：83）。また中国で、物資交易所を備えた農村隣保事業を提案した論者もいた（中

村遥 1941：14-5）。

このようにして第二次世界大戦前にはセツルメントは弱体化し、隣保事業は戦時体制に組み込まれていったのである。

終わりに一本稿で得られた新たな知見

本稿では、以下のような新たな知見を得ることができた。

第一に、隣保事業の定義では、セツルメントの定義に比べると、「貧困地域における取り組み」よりも「総合性」が強調される傾向があった。

第二に、当時のセツルメントの輸入性もあり、「貧困な地域の住民の社会的・精神的生活の向上」と「近隣関係の涵養」「社会改良」という異なる目的を達成できるのかについて、現場の苦悩もみられた（「目的・理想と実態の乖離」）。「貧困問題の解決」と「近隣関係の涵養」というセツルメントの目的は、日本では矛盾もはらんでいたのかもしれない。

第三に、隣保相扶や総合性を重視する隣保事業と、民主主義思想に基いて貧困な人に教育的な役割を果たすセツルメントの違いを明確にする「セツルメント・隣保事業の峻別」も議論された。

第四に、牧賢一は、無産者階級への教育に取り組むべきであるのに、無産者運動に比べると微温的に留まらざるを得ず、その役割も限定的な「隣保事業の行き詰まり」を嘆き、論争を招いた。この論争は、当時の日本の思想的状況下では、キリスト教社会主義や協同組合思想は屈折しながらも辛うじて生存可能であったのに対して、マルクス主義的なセツルメント論は生存が極めて困難であったことも示していた。

第五に、戦時体制への移行と共に、隣保事業の思想的保守性が前面に出るようになった。

【文献】

- 江崎観隆（1930=昭和5）「セツルメントに与へられるべき一つの命題」『社会福利』第14巻第10号
- 藤野井行仁（1940=昭和15）「人的資源の涵養と隣保事業」『社会事業研究』第28巻第1号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 長谷川良信（1928=昭和3）「隣保事業の現在及び将来」『社会事業』第11巻第10号（長谷川良信全集第1巻，日本図書センター，2004年による）
- 印具昭夫（1932=昭和7）「セツルメントの運用に就いて」『社会事業研究』第20巻第3号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 磯村英一（1932=昭和7）「帝都に於ける隣保事業の行詰とその将来」『社会福利』第16巻第4号
- 岩崎盈子（1931=昭和6）「セツルメントの役割に就いて」『社会事業研究』第19巻第9号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 岩田正美（2016=平成28）『社会福祉のトポス』有斐閣
- 笠島角次郎（1935=昭和10）「隣保事業経営管見」『社会事業』第19巻第3号
- 加藤義一（1935=昭和10）「隣保事業の少年団進出策」『社会福利』第19巻第8号
- 河東田教美（1936=昭和11）「農村における総合的社会施設としての隣保事業」『社会事業』第20巻第6号
- 川崎芳太郎（1930=昭和5）「セツルメントに於ける児童教育の転向」『社会事業』第14巻第3号
- 金照明（1930=昭和5）「セツルメントを斯く語る」『社会事業』第14巻第3号
- 小島幸治（1926=大正15）「隣保事業管見」『社会事業研究』第14巻第2号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 小島幸治（1928=昭和3）「青年運動とセツルメント」『社会事業研究』第16巻第5号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 小山義孝（1930=昭和5）「セツルメント従業員について」『社会事業研究』第18巻第11号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 小山義孝（1934=昭和9）「本邦セツルメントの一大転回」『社会事業研究』第22巻第2号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 小山義孝（1935=昭和10）「『隣保事業』と『セツルメント』」『社会事業研究』第23巻第11号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 小山義孝（1936=昭和11）「隣保事業の社会的価値に就いて」『社会事業研究』第24巻第4号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 牧賢一（訳）（1927=昭和2）「19世紀に於けるセツルメント運動とその発展」『社会事業』第11巻第6号
- 牧賢一（1928=昭和3）「無産階級の自己解放に参与するセツルメント事業」『社会事業』第12巻第4号
- 牧賢一（1930=昭和5）「セツルメントの文化的価値」『社会福利』第14巻第8号
- 牧賢一（1931a=昭和6）「刻下の社会情勢に於けるセツルメントの役割」『社会福利』第15巻第8号
- 牧賢一（1931b=昭和6）「セツルメント論再吟味 岩崎、高橋両氏の示教に答へて」『社会事業研究』第19巻第12号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 牧賢一（1932=昭和7）「セツルメントの社会診断的機能に就いて」『社会事業』第15巻第11号
- 牧賢一（1935=昭和10）「転換期にある隣保事業の機能に就いて」『社会事業』第19巻第3号
- 松本征二（1934a=昭和9）「本邦に於けるセツルメントの現状批判」『社会福利』第18巻第2号
- 松本征二（1934b=昭和9）「隣保事業対象の組合化に就て」『社会福利』第18巻第9号
- 松本征二（1935=昭和10）「隣保事業と方面事業の接近」『社会事業』第19巻第3号
- 松本徳二（1933=昭和8）「セツルメントの哲学」『社会福利』第17巻第4号
- 松澤兼人（1930=昭和5）「実践としてのセツルメント」『社会福利』第14巻第1号
- 三上孝基「隣保事業の教化的使命」『社会福利』第17巻第2号，1933（昭和8）年2月
- 三好豊太郎（1930=昭和5）「大学セツルメントの社会的意義」『社会福利』第14巻第8号
- 森健蔵（1936=昭和11）「都市隣保事業を反省する」『社会事業』第20巻第6号
- 中村孝太郎（1938=昭和13）「非常時局の隣保事業に及ぼす影響」『社会福利』第22巻第1号
- 中村遥（1941=昭和16）「新支那に於ける合作社運動と隣保事業」『社会事業研究』第29巻第8号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 中野正直（1936=昭和11）「セツルメントと現

代社会』『社会福利』第20巻第12号
 生江孝之(1928=昭和3)「隣保事業の意義及び之に対する希望数則」『社会事業研究』第16巻第4号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)
 大阪セツルメント協会(執筆者は祝久太郎・賀川豊彦・川上貫一・エス・エフ・モラン・志賀志那人・田中藤太郎・富田象吉・矢野豊一・吉田源治郎)(1929=昭和4)「大阪に於けるセツルメント」『社会事業研究』第17巻第5号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)
 大田兼一(1935=昭和10)「隣保事業の運行と実績を述べて理論に及ぶ(4)」『社会事業研究』第23巻第11号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)
 佐伯祐正(1928=昭和3)「セツルメント運動と学徒への希望」『社会事業研究』第16巻第4号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)
 重田信一・吉田久一(1977=昭和52)『社会福祉の歩みと牧賢一』全国社会福祉協議会
 島田正藏(1934=昭和9)「本邦に於ける隣保事業の現状批判」『社会福利』第18巻第2号
 庄司深水(1937=昭和12)「隣保事業とは何ぞや—隣保事業を知らざる隣保事業家」『社会福利』第21巻第1号
 高橋清一郎(1931a=昭和6)「セツルメントの対象に就いて」『社会事業研究』第19巻第11号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)
 高橋清一郎(1931b=昭和6)「再びセツルメントの対象及び機能に就いて」『社会事業研究』第19巻第12号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)
 高橋清一郎(1932a=昭和7)「セツルメント理論家の観念形態(一)—牧氏の『幻想セツルメント』に就いて—」『社会事業研究』第20巻第1号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)
 高橋清一郎(1932b=昭和7)「セツルメント理論家の観念形態(二)—牧氏の『幻想セツルメント』に就いて—」『社会事業研究』第20巻第2号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)
 高橋清一郎(1932c=昭和7)「『セツルメント理論家』の理解に就いて—若干の捕遺—」『社会事業研究』第20巻第3号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)
 高橋清一郎(1932d=昭和7)「セツルメント理論批判(一)—磯村氏の隣保事業論に就いて—」『社会事業研究』第20巻第5号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)

高橋清一郎(1932e=昭和7)「磯村氏の隣保事業論セツルメント理論批判(二)」『社会事業研究』第20巻第6号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)
 田中法善(1935=昭和10)「総合的社会施設としての隣保事業」『社会事業』第19巻第3号
 富田象吉(1928=昭和3)「セツルメント事業に就ての一私見」『社会事業研究』第16巻第4号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)
 内片孫一(談)(1925=大正14)「教化 日本に於けるセツルメントに就いて」『社会事業』第9巻第1号
 内片孫一(1934=昭和9)「隣保事業の現状批判」『社会福利』第18巻第2号
 海野幸徳(1928=昭和3)「現在及将来の我国隣保事業政策」『社会事業研究』第16巻第4号(復刻版第1刷,1976年,文京出版)
 山本敬事(1934=昭和9)「新春におけるセツルメントの抱負を語る」『社会福利』第18巻第1号
 吉田久一(宇都榮子・永岡正己・長谷川匡俊編)(2015=平成27)『日本社会事業思想小史—社会事業の成立と挫折』勁草書房
 「隣保事業座談会」(1929=昭和4)『社会福利』第13巻第12号
 「隣保事業座談会」(1931=昭和6)『社会福利』第15巻第8号
 「隣保事業座談会」(1936=昭和11)『社会福利』第20巻第12号

注

1) イギリスにおける「良い隣人運動」については、柴田謙治(2007=平成19)『貧困と地域福祉活動—セツルメントと社会福祉協議会の記録』(みらい)を、韓国における「美しい隣人」については、オ・ドンジュン、キム・ソンウォン(2011=平成23)「韓国の『美しい隣人』と『ソウル・チャレンジ』事業」ならびにオ・ドンジュン、キム・ソンウォン(2011=平成23)『韓国ウォルゲ総合社会福祉間の美しい隣人制度』(日本学術振興会科学研究費基盤研究A研究課題番号21243038「東アジア包摂型福祉社会の創出と地域福祉専門職養成の循環システムの形成に関する研究」(研究代表野口定久)成果報告書「地域におけるセーフティネット構築のための拠点形成とソーシャルワーク研究」)を参照。